

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

打出地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画打出地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		打出地区 地区計画
位 置		富山市打出、布目北、四方、四方字御坊覚口割、四方字沼割、四方荒屋、四方新及び四方新字入込の各一部
面 積		約 20.6ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は富山市中心部から北西へ約 6.5km に位置し、県道の整備や打出土地区画整理事業による住宅地の形成が進められている地区である。 現在、戸建住宅による分譲が進められ、良好な低層住宅地が形成されている。 このため、地区計画を策定し、土地利用の純化及び低層な居住環境の維持、形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	土地利用の純化による良好な住環境が形成されるよう、低層な戸建専用住宅を主体とした土地利用を図るとともに、沿道ゾーンにおいては、周辺の住宅地の環境の保護や幹線道路機能の確保のため、計画的な土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	当地区における地区施設については、県道の整備や土地区画整理事業による区画道路の整備を図るほか、都市計画公園などの施設を整備し、これらの機能が失われないよう、適切に維持、管理を行う。
	建築物等の整備の方針	沿道ゾーンは、周辺の住宅地の環境の保護や幹線道路機能の確保のため、用途制限とともに、建築物の高さの最高限度を定め、良好な沿道空間の確保を図る。 住宅ゾーンは、ゆとりを持った戸建専用住宅を主体とした良好な街並みの形成を図るため、用途制限を行う。

地区整備計画

建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	打出地区 地区計画	
			沿道ゾーン	住宅ゾーン
		面 積	約 6.0ha	約 14.6ha
	建築物の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)長屋 (2)建築基準法別表第二(イ)欄第三号に掲げるもの。 (3)建築基準法別表第二(ニ)欄第四号に掲げるもの。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)長屋 (2)建築基準法別表第二(イ)欄第三号に掲げるもの。
	建築物の建ぺい率の最高限度		10分の5	—
	建築物の容積率の最高限度		10分の10	—
	建築物の 高さの最高限度		10m以下	—

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地利用の純化及び良好な居住環境の維持、形成を図るため。

理 由 書

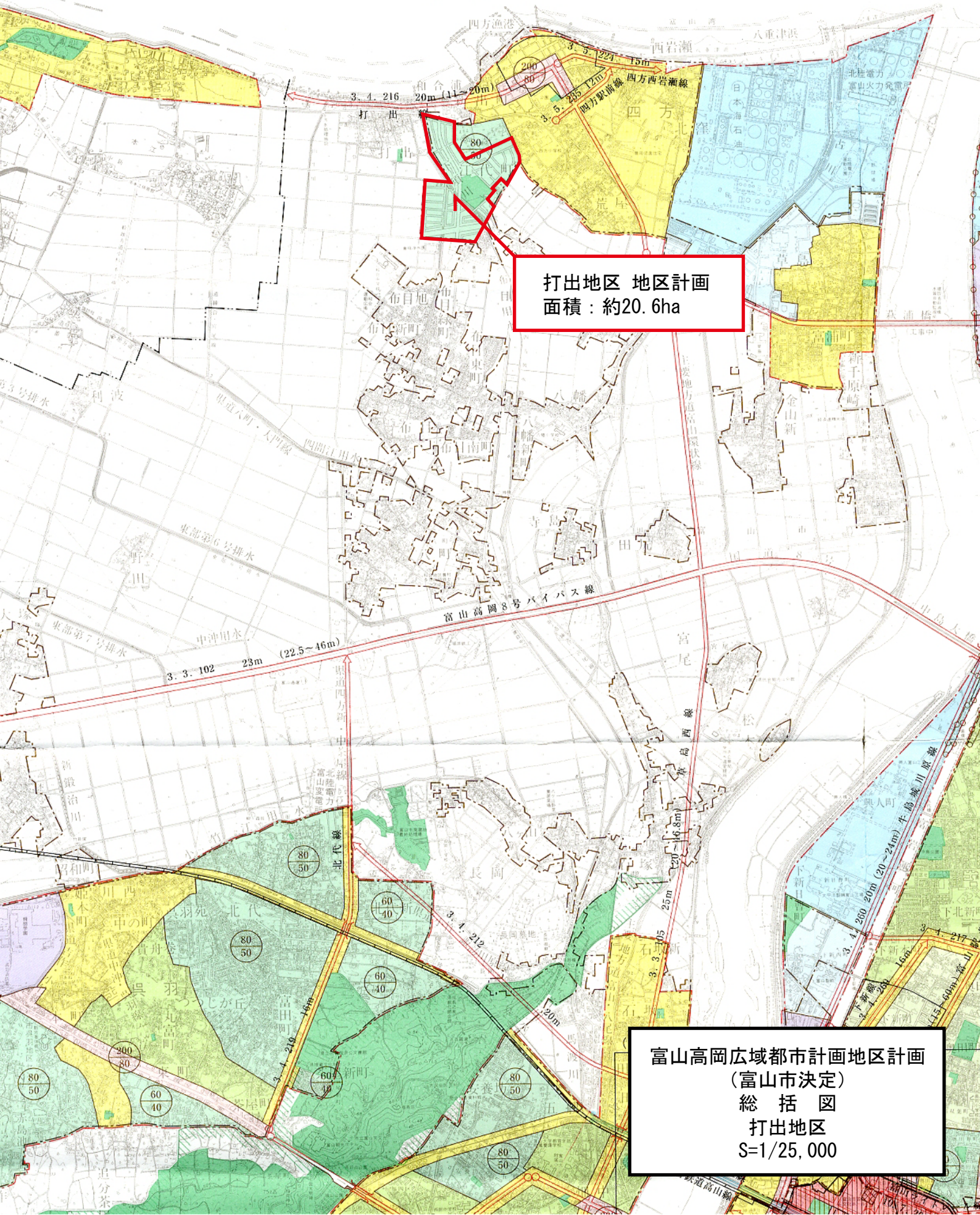
当地区は富山市中心部から北西へ約6.5kmに位置し、良好な居住環境を形成するため、第一種低層住居専用地域に指定しており、打出土地区画整理事業による住宅地の整備とともに、地区内の県道整備が進められている。

また、富山市都市マスタープランにおいて、一定規模の店舗等が立地可能な利便性と快適性を兼ね備えた住宅地を形成する地区として、住居地区に位置づけている。

このたび、県道整備が完了し、供用を始めることから、地区内の県道沿いの用途地域を第一種住居地域へ変更することとしているが、住環境を悪化させる恐れのある建築物の建築が懸念される。

このことから、土地利用の純化及び良好な居住環境の維持、形成を図るため、地区計画を決定するものである。

富 山 湾



打出地区 地区計画
面積：約20.6ha

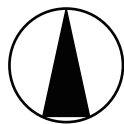
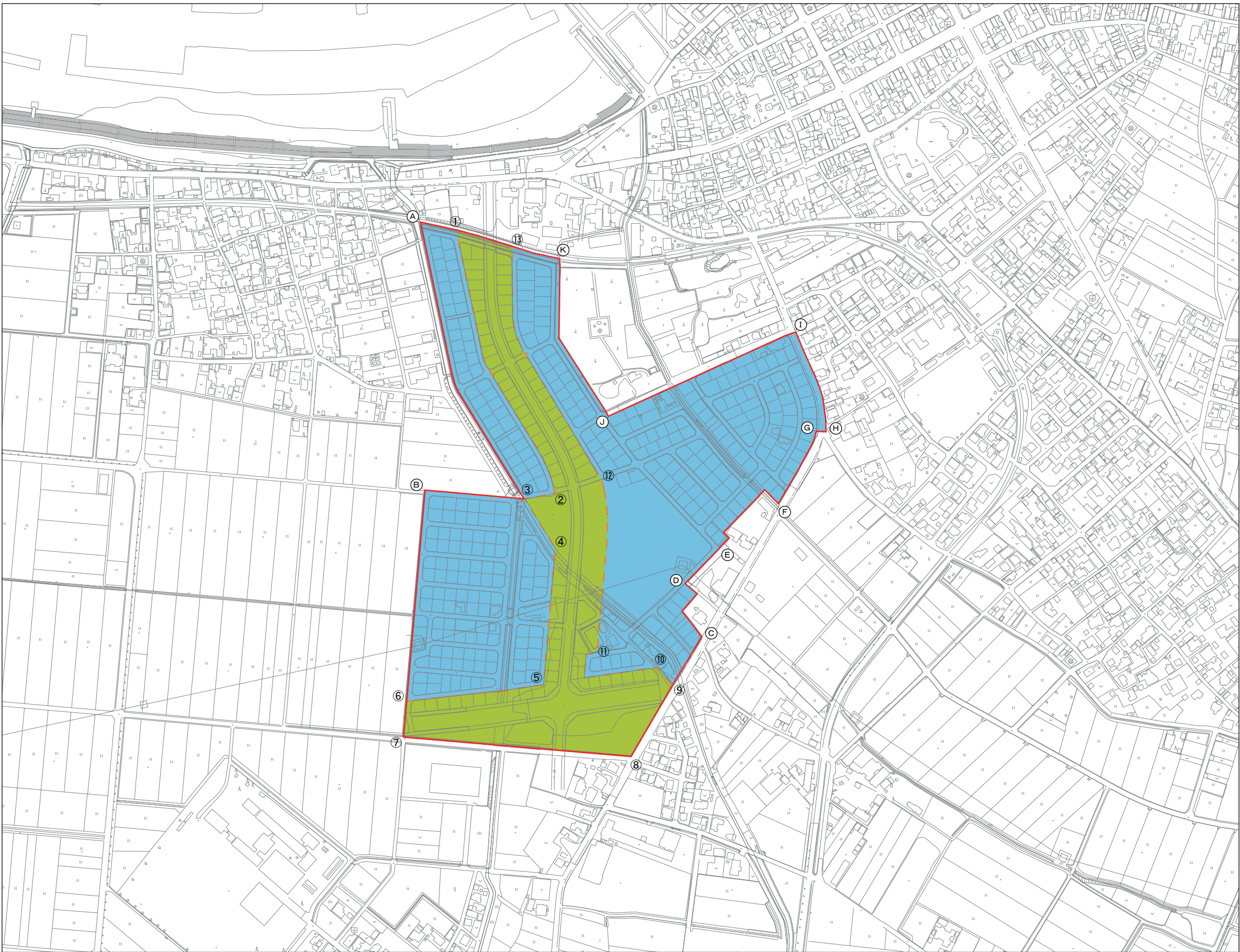
富山高岡広域都市計画地区計画
(富山市決定)
総 括 図
打出地区
S=1/25,000

地区整備 計画図

地区名：打出地区
面積：約20.6ha

番号	境界
①－②	道路界
②－③	道路界
③－④	水路界
④－⑤	測量界
⑤－⑥	道路界
⑥－⑦	測量界
⑦－⑧	道路界
⑧－⑨	道路界
⑨－⑩	道路界
⑩－⑪	道路界
⑪－⑫	道路界より30m
⑫－⑬	道路界
⑬－①	道路界
A－③	道路界
③－B	道路界
B－⑦	道路界
⑧－C	道路界
C－D	地番界
D－E	道路界
E－F	地番界
F－G	道路界
G－H	測量界
H－I	道路界
I－J	道路界
J－K	測量界
K－A	道路界

-  変更する区域
-  沿道ゾーン
-  住宅ゾーン
-  地区整備計画区域界



0 100 300 500[m]